



徳之島町 公共施設等総合管理計画



令和4年3月改訂 鹿児島県 徳之島町



公共施設等総合管理計画

の策定にあたって

昭和 33 年 4 月に亀津町と東天城村の合併により誕生し、平成 30 年に町政施行 60 周年を迎え、町政発展のために官民一体となって邁進しているところであります。

今後は、少子高齢化や人口の減少を見据え、財政状況の推移などの分析を進めながら、各種施設の適正管理・運営を図ることで、健全な行財政運営をすることが必要であります。

そこで、公共施設等の状況を把握し、施設再編等合理化の指針としての公共施設等総合管理計画を平成 27 年度に策定し、令和 3 年度に見直しを行いました。

令和 26 年度までの長期にわたる計画でありますので、町民の皆様からのご意見をいただきながら、進めて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和 4 年 3 月

徳之島町長 高岡 秀規

目次

第1章 公共施設等総合管理計画について	1
1 背景と目的	1
2 施設の対象範囲	1
第2章 徳之島町について	2
1 沿革	2
2 位置・地勢・面積	2
3 気象	2
第3章 公共施設等の状況	3
1 公共施設の状況	3
(1) 公共施設の保有状況	3
(2) 築年別整備状況	5
(3) 耐震化実施状況	6
2 インフラ施設の保有状況	7
3 過去に行った対策の実績（公共施設）	8
4 有形固定資産減価償却率の推移	8
第4章 人口・財政の状況	9
1 人口の状況	9
2 財政の状況	10
(1) 歳入	10
(2) 歳出	11
(3) 他市町村との比較	12
第5章 将来推計	13
1 公共施設の更新費用の見込み	13
(1) 従来型推計	13
(2) 長寿命化型推計	15
(3) 個別施設計画との比較（対策の効果）	17
2 インフラ施設の更新費用の見込み	19
3 財政推計を踏まえた更新に充当可能な財源及び不足額	20
第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	21
1 計画期間について	21
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	21
3 現状や課題に関する基本認識	21
(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化	21

(2) 公共施設の老朽化.....	21
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	22
(1) 点検・診断等の実施方針.....	22
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	22
(3) 安全確保の実施方針.....	22
(4) 耐震化の実施方針.....	23
(5) 長寿命化の実施方針.....	23
(6) 統合や廃止の推進方針.....	23
(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	23
(8) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方.....	24
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	24
第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	25
1 集会施設.....	26
2 文化施設.....	28
3 スポーツ施設.....	29
4 レクリエーション施設・観光施設.....	31
5 産業系施設.....	33
6 学校.....	35
7 幼稚園・保育園・こども園.....	38
8 保健福祉施設.....	39
9 庁舎等.....	40
10 消防施設.....	41
11 その他行政系施設.....	41
12 公営住宅.....	42
13 インフラ施設.....	47
第8章 今後の公共施設等再編整備に関する展望.....	49

第1章 公共施設等総合管理計画について

1 背景と目的

本町では、昭和40年代から昭和60年代を中心に、人口増加や町民需要に応じて学校、公営住宅等の公共施設等を数多く建設してきました。しかし現在、人口の減少や少子高齢化を受けて、公共施設等に対する利用需要に変化が生じています。また、これまでに建設された公共施設等の老朽化が進んでおり、今後修繕・更新等に多額の費用が必要になることが見込まれます。

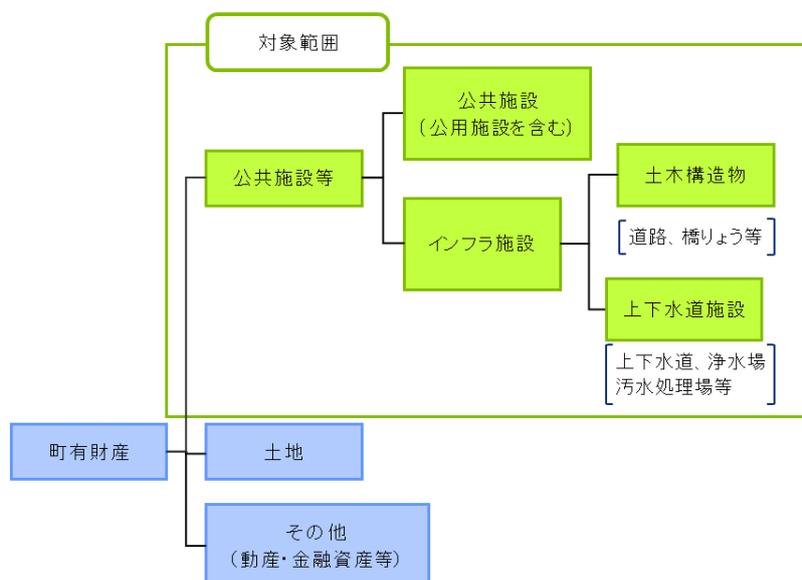
一方、財政面でも、人口減少による町税収入の伸び悩み、普通交付税の減少等の影響により、財政状況が悪化することが見込まれ、公共施設等の更新に係る費用を適正な水準に抑えることが課題となっています。

こうした状況の中、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化等の施策を計画的に行うことにより、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することで行政サービスの水準を確保するため、徳之島町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定します。

さらに、国より個別の施設毎の実行計画を策定することが求められていたことから、各施設の具体的な対策内容や実施時期、対策費用等を示した個別施設計画を令和2年度に策定しており、各個別施設計画の内容を踏まえ、令和3年度に総合管理計画を改定しています。

2 施設の対象範囲

本計画において対象とする公共施設等とは、公共施設（公用施設を含む。以下同じ。）並びにその他の本町が所有する建築物及びその他の工作物です。具体的には、いわゆるハコモノのほか、道路・橋りょう等のインフラ施設です。



第2章 徳之島町について

1 沿革

明治41年の島嶼町村制施行により、徳之島全島が3か村（亀津・天城・伊仙）に区画されました。大正5年には天城村が分割して新しく東天城村が発足し、徳之島は4か村になりました。その後、昭和16年には亀津村が亀津町となりました。

昭和21年には本土と分離され、アメリカ軍行政下におかれまして。昭和28年には日本行政下に返還され、再び東天城村、亀津町として県政下に加わりまして。

昭和33年4月1日に亀津町と東天城村が合併して、徳之島町が発足、現在に至っています。平成20年には町政50周年を迎えました。

2 位置・地勢・面積

本町は、鹿児島島の南南西452km、太平洋と東シナ海の接線上に浮かぶ徳之島（周囲84km）の東面にあつて、東経129°、北緯27°45′（亀津）に位置しています。

太平洋に面した東海岸には、島をとりまくサンゴ礁が発達しており、干潮時には200～300mの沖合いまでも広大な地続きとなります。南は本川で伊仙町と接し、西は標高645mの井之川岳をはじめとして天城岳などの一連の山岳によって天城町と隣接し、北は東シナ海に面しています。面積は104.92km²、東西4.5km、南北22.9km、耕作面積2,330ha、林野面積5,590haとなっています。

3 気象

本町の気候は、四季を通じ温暖多雨の亜熱帯性海洋気候です。

年間平均気温が21.9℃、年間降水量は1,881mmで、日本でも有数の多雨地帯です。平年の梅雨入りは、本土より1か月早い5月上旬、梅雨明けは6月下旬です。また、毎年6月から10月にかけて台風が接近・通過して降雨をもたらします。

第3章 公共施設等の状況

1 公共施設の状況

近隣の地区で類似する用途で利用されている公共施設があり、用途が重複している公共施設については、効率化する余地があるものと考えます。

しかし、用途が重複している公共施設が近隣に所在するという理由のみで一律に廃止・統合等の方策を採用すると、行政サービスの利便性が著しく低下し、利用者に過大な負担を課すこととなる場合も想定できます。そのため、公共施設の再配置については、地理的特性と行政サービスの水準とのバランスを考慮しながら検討することとします。

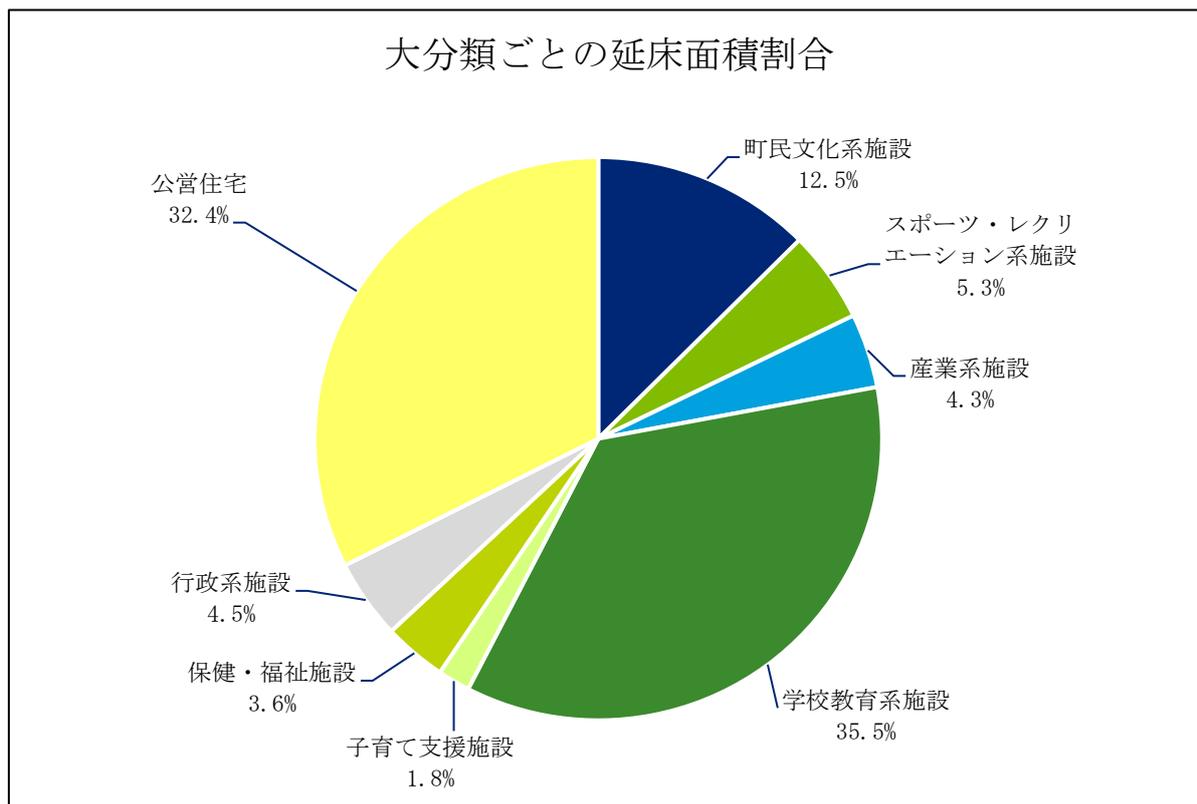
(1) 公共施設の保有状況

本町の公共施設の保有状況は以下のとおりです。分類については、一般財団法人地域総合整備財団の更新費用試算ソフトの分類表を基本にして、整理しています。

公共施設の保有状況

大分類	中分類	延床面積	
		平成27年度 本計画策定時	令和3年度 本計画改定時
町民文化系施設	集会施設	5,119 m ²	5,125 m ²
	文化施設	4,258 m ²	8,558 m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,714 m ²	5,313 m ²
	レクリエーション施設・観光施設	804 m ²	428 m ²
産業系施設	農業関連施設	1,435 m ²	1,691 m ²
	堆肥施設	264 m ²	264 m ²
	加工センター等	1,511 m ²	1,511 m ²
	水産業関連施設	183 m ²	183 m ²
	その他	651 m ²	1,008 m ²
学校教育系施設	学校	35,276 m ²	38,775 m ²
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2,042 m ²	2,019 m ²
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,873 m ²	3,921 m ²
行政系施設	庁舎等	3,237 m ²	3,237 m ²
	消防施設	788 m ²	788 m ²
	その他行政系施設	942 m ²	942 m ²
公営住宅	公営住宅	32,367 m ²	32,367 m ²
	教職員住宅	3,010 m ²	2,780 m ²
	単独住宅	254 m ²	254 m ²
合計		97,728 m ²	109,164 m ²

大分類ごとの延床面積割合



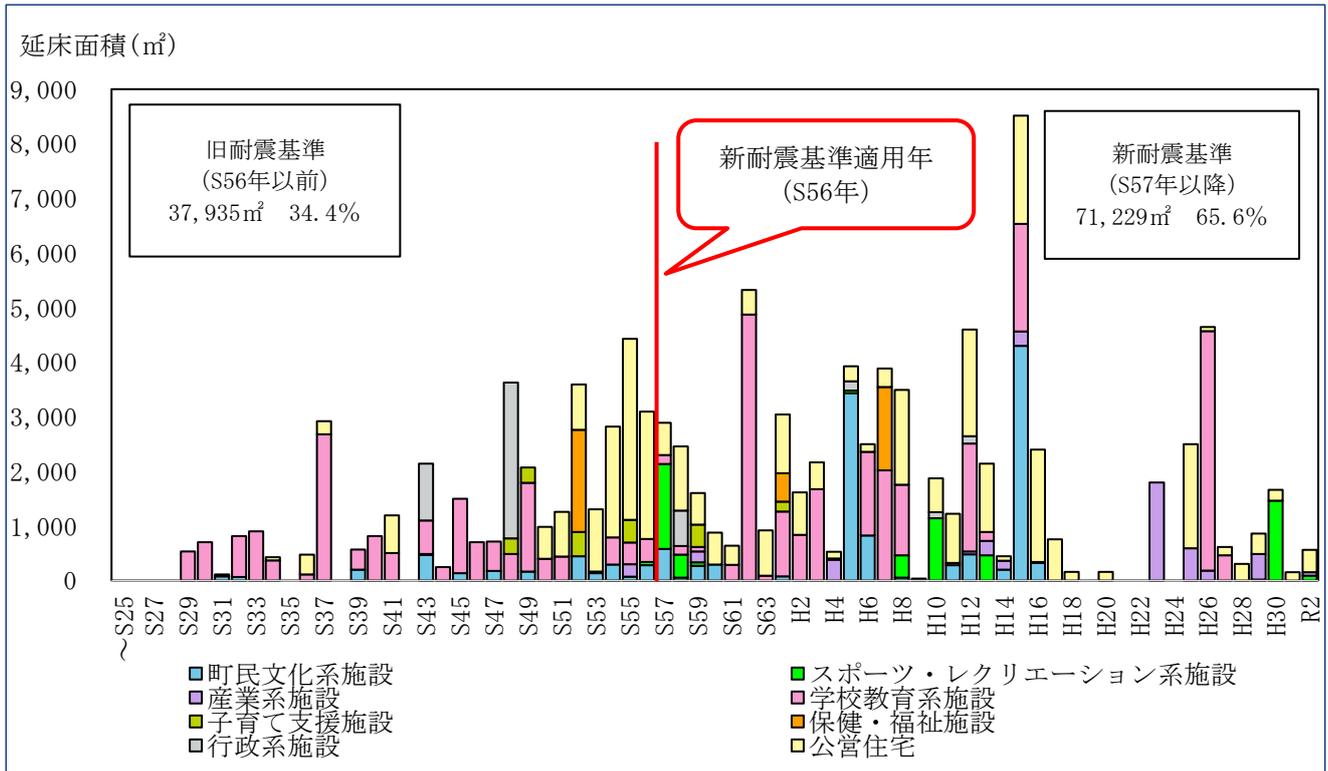
※各割合は分類ごとに小数点以下第2位を四捨五入しています。

延床面積で見た場合、学校教育系施設が38,775㎡（35.5%）で最も多くの割合を占めており、公営住宅が35,401㎡（32.4%）、町民文化系施設13,683㎡（12.5%）と続きます。

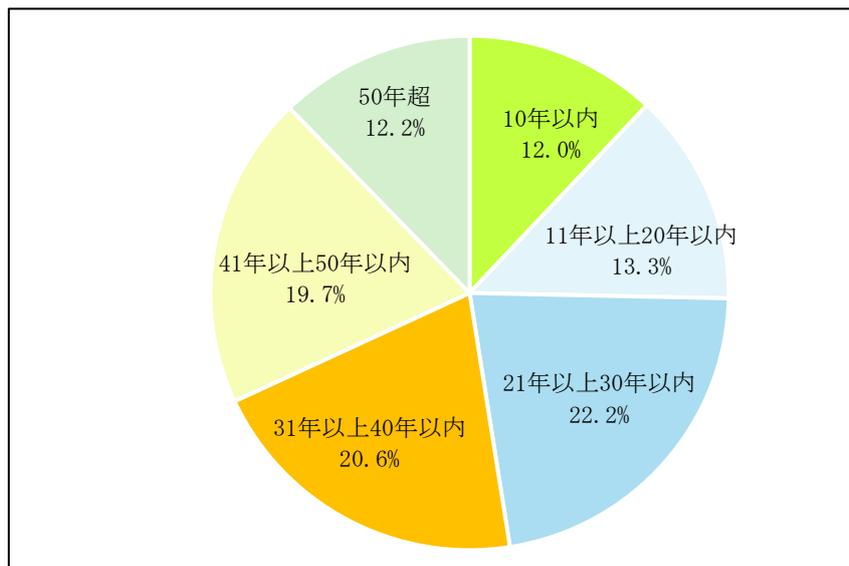
(2) 築年別整備状況

公共施設の築年別整備状況は以下のとおりです。ここでは、これまでに整備された公共施設の延床面積を年度別に示しています。昭和55年以前に建築した施設は建築後41年を経過しており、全体の30%以上を占めます。平成に入ってから平成5年度の徳之島町文化会館の建設や、平成16年度の農作業管理休養施設や花徳小学校校舎等の建設、平成26年度の亀津中学校校舎建設等を実施してきました。

築年別整備状況（令和3年度改定時）



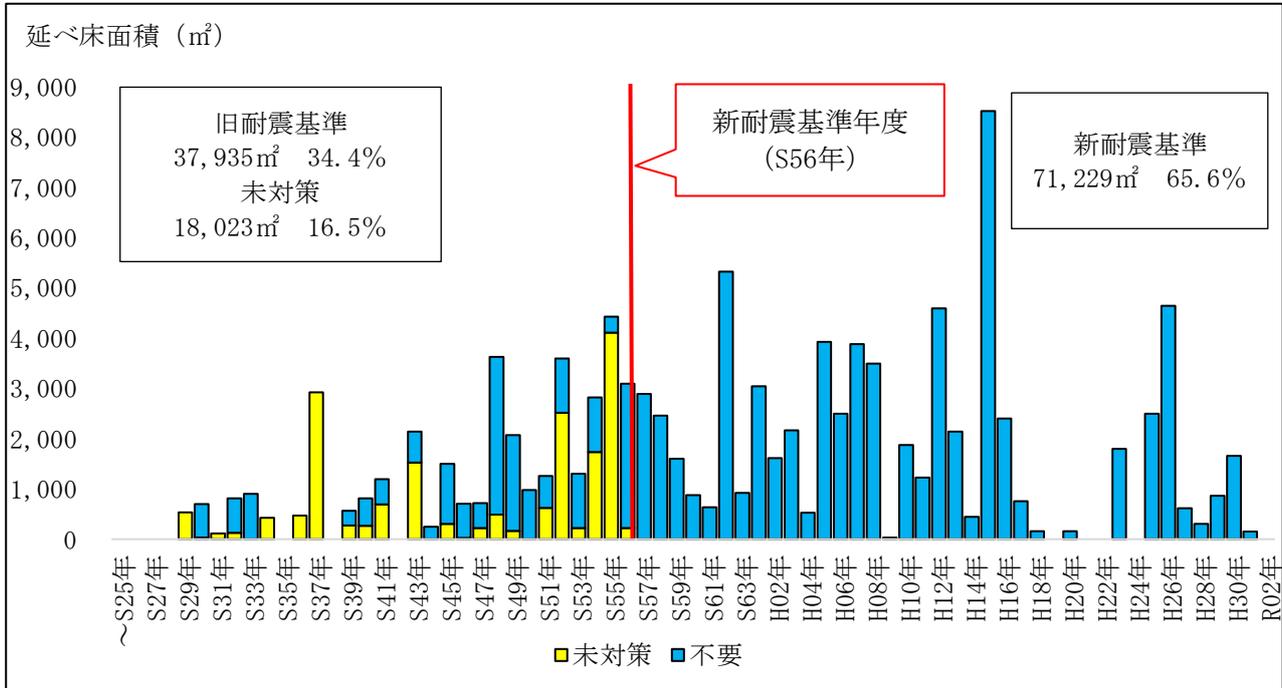
延床面積別経過年数割合（令和3年度改定時）



(3) 耐震化実施状況

耐震化実施状況は以下のとおりです。耐震基準は、昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機に、昭和56年に施行された新しい建築基準法によるものです。

耐震化実施状況（令和3年度改定時）



公共施設全体の65.6%を新耐震基準時に整備し、34.4%を旧耐震基準時に整備しています。公共施設全体で、耐震化未実施のものは16.5%あり、今後も維持する施設については、耐震化を実施する必要があります。

2 インフラ施設の保有状況

インフラ施設は、生活や産業の基盤となるものです。インフラ施設の保有状況は以下のとおりです。

インフラ施設の保有状況（令和3年度改定時）

大分類	中分類	数量	備考
道路	道路	総延長 279km 道路部面積 1,391,243 m ²	
	林道	総延長 27km	
	橋りょう	65 箇所	
	トンネル	1 箇所	
公園	都市公園	1 箇所	健康の森総合運動公園
	その他の公園	1 箇所	亀津公園
上水道	管路	総延長 82km	
	浄水・配水場	14 箇所	亀徳第1浄水場、亀徳第2浄水場、南原浄水場、尾母浄水場、志り田ポンプ、手々浄水場、旭ヶ丘浄水場、母間浄水場、江籠ポンプ、満久里ポンプ、畦浄水場、県住ポンプ、轟木浄水場、金見浄水場等
下水道	管路	総延長 13km	
	処理場	2 箇所	徳之島町浄化センター、クリーンセンター下久志

インフラ施設に関しては、昭和期に整備された施設も多くあるため、今後10年以内に多くの老朽化した施設が更新の時期を迎えます。本町の財政にも大きな影響を与えると考えられます。

3 過去に行った対策の実績（公共施設）

本計画策定後に、本町が公共施設マネジメントとして実施した対策としては、一例として下記の内容が挙げられます。

対策の種類	取り組み内容
除却	畦キャンプ場の除却 安住寺住宅の除却
転用	旧井之川保育所 (井之川みらいづくりラボとしての利活用)

4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産（建物や道路、橋りょう等）の老朽化がどの程度進んでいるかを表します。本町の場合は、町が保有する償却対象資産全体の60%程度が減価償却をしている（老朽化している）ということになります。施設によっては、使用期間が耐用年数に迫るものもあることから、計画的な老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
58.5%	60.4%	60.7%	61.0%	61.2%

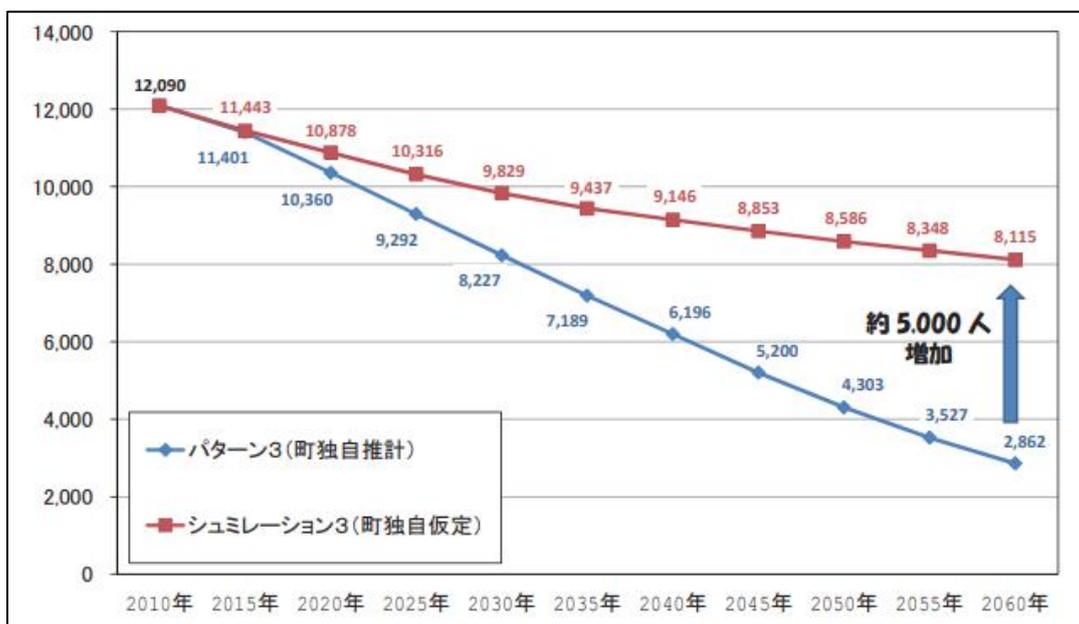
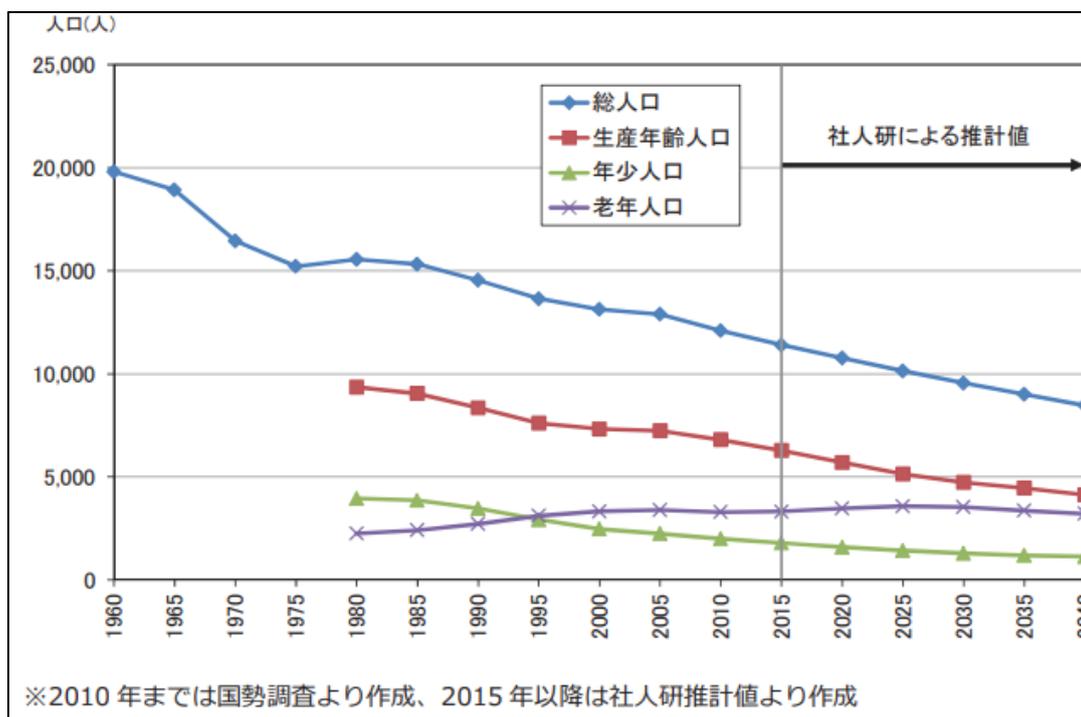
財政状況資料集より

第4章 人口・財政の状況

1 人口の状況

本町の人口はすでに減少に転じています。人口構成については、生産年齢人口（15歳から64歳）及び年少人口（0歳から14歳）の減少が続く一方、高齢者人口（65歳以上）はほぼ横ばいで推移しています。

社会保障・人口問題研究所を基にした推計によると、今後本町の人口はさらに減少する見込みとなっていますが、施策の実施等を行うことで、2060年に8,115人の人口の維持を目指しています。（平成27年度 人口ビジョンより）

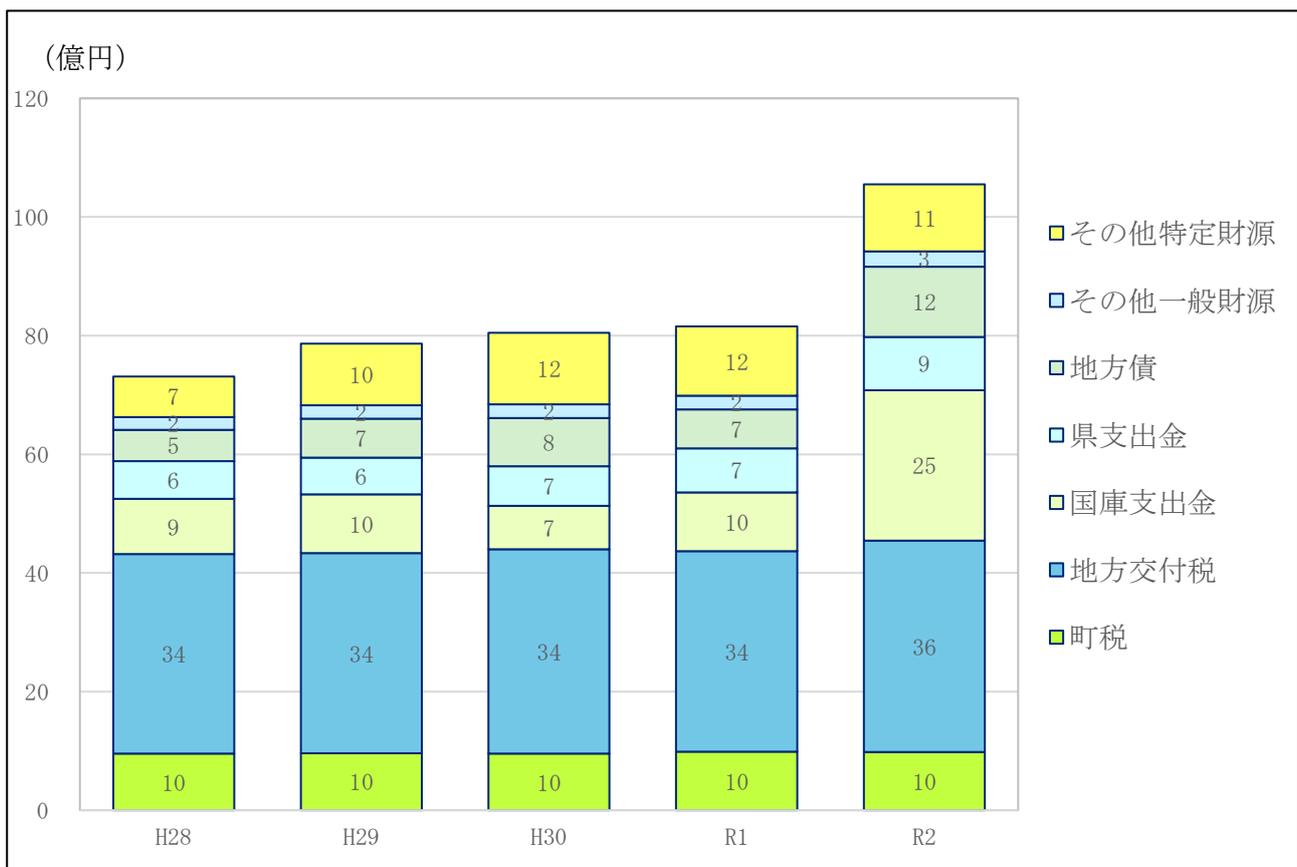


2 財政の状況

(1) 歳入

過去5年間の歳入総額平均は85.1億円であり、令和2年度決算は106.6億円となっています。平成28年度から令和2年度までは増加傾向にあります。内訳としては、地方債や国庫支出金等の依存財源の影響が大きく、町税等の自主財源は横ばいとなっており、今後も大きな増加は見込めないものと考えられます。なお、令和2年度は花徳集落交流人口拡大施設など、例年よりも多くの公共施設の整備を実施したことにより、地方債の発行額も増加しました。

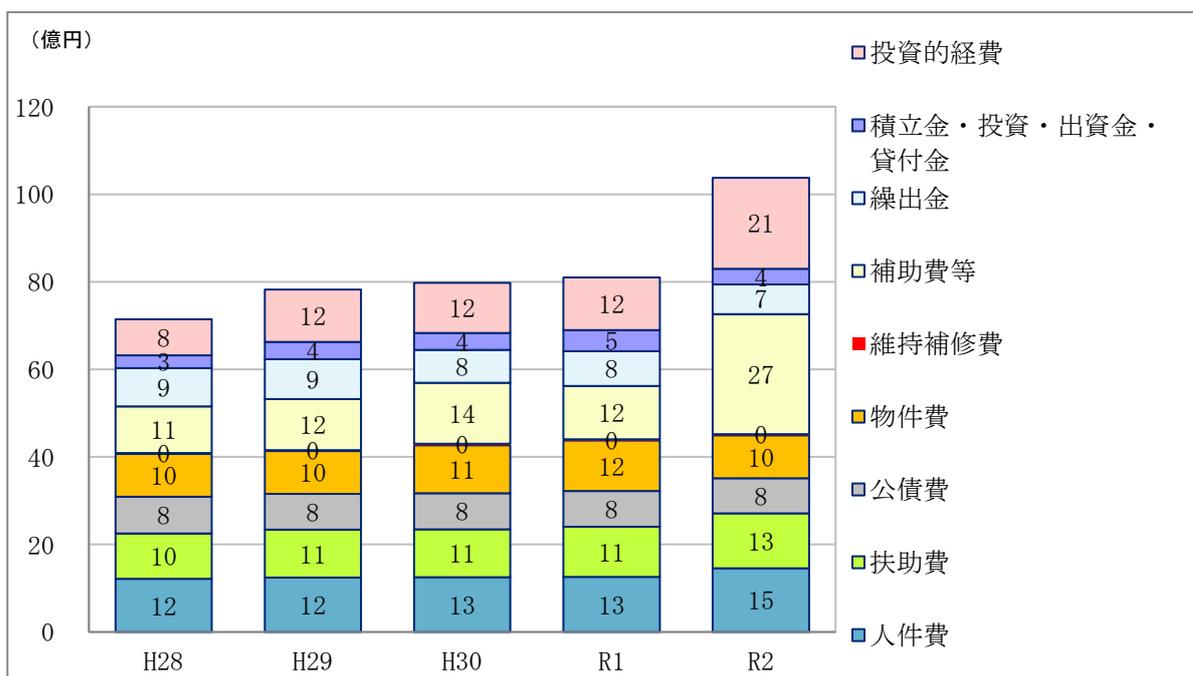
歳入内訳推移



(2) 歳出

過去5年における歳出総額の平均は82.8億円であり、令和2年度決算における歳出総額は103.8億円です。歳出についても増加傾向にあります。内訳としては、投資的経費の影響が大きくなっています。令和2年度は花徳集落交流人口拡大施設や井之川集落観光拠点施設などを整備したため、投資的経費が増加しました。また、公債費については横ばいとなっていますが、今後は公共施設の更新費用等が増大していくにしたがって、増加傾向となることが予想されます。今後は計画的な事業の実施が必要であると考えられます。

歳出内訳推移

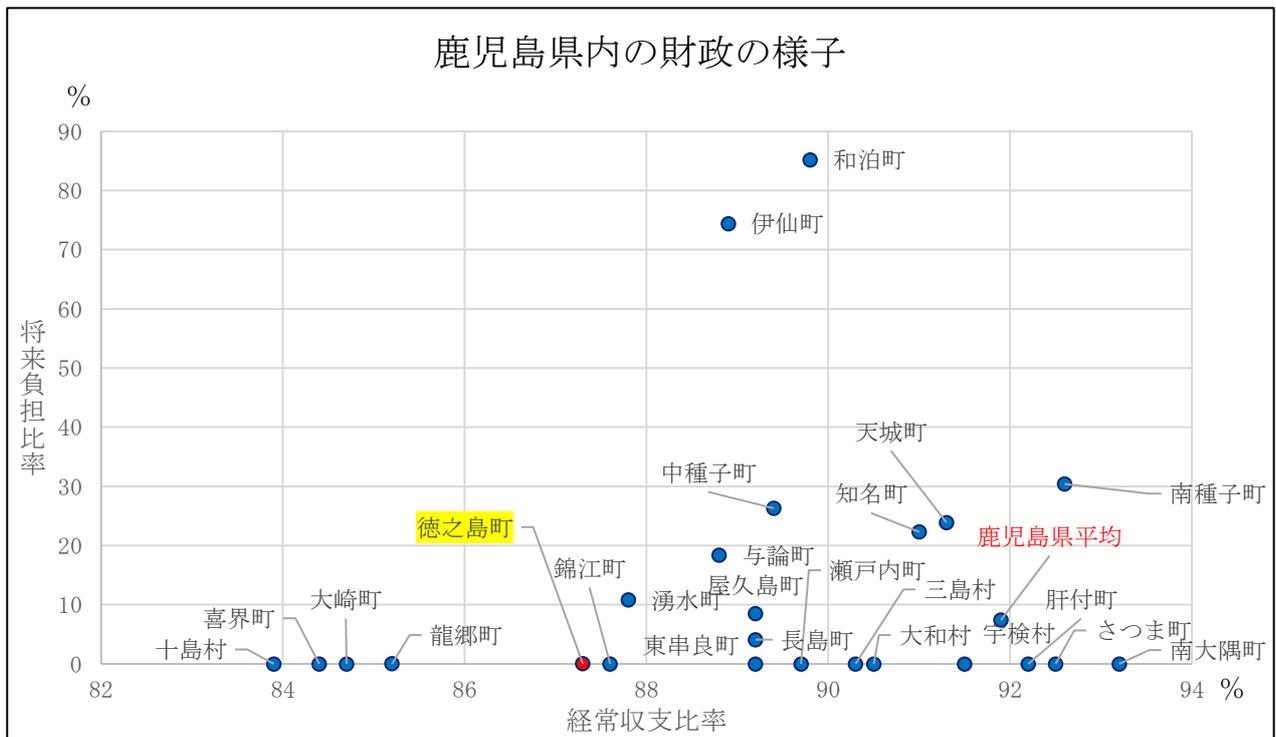


(3) 他市町村との比較

財政状況を鹿児島県内の他の市町村と比較した場合における、本町の位置づけは以下のとおりです。

将来負担比率とは、公営事業会計や一部事務組合、公社や出資法人も含め、市町村が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率です。早期健全化基準は、35.0%です。本町の場合、令和2年度は算定されていません。

経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とした毎年度経常的な収入となる一般財源（経常一般財源）、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低く、硬直化が進んでいることを表します。本町の場合、令和2年度における経常収支比率は87.3%であり、鹿児島県内の平均値（91.9%）をやや下回っています。



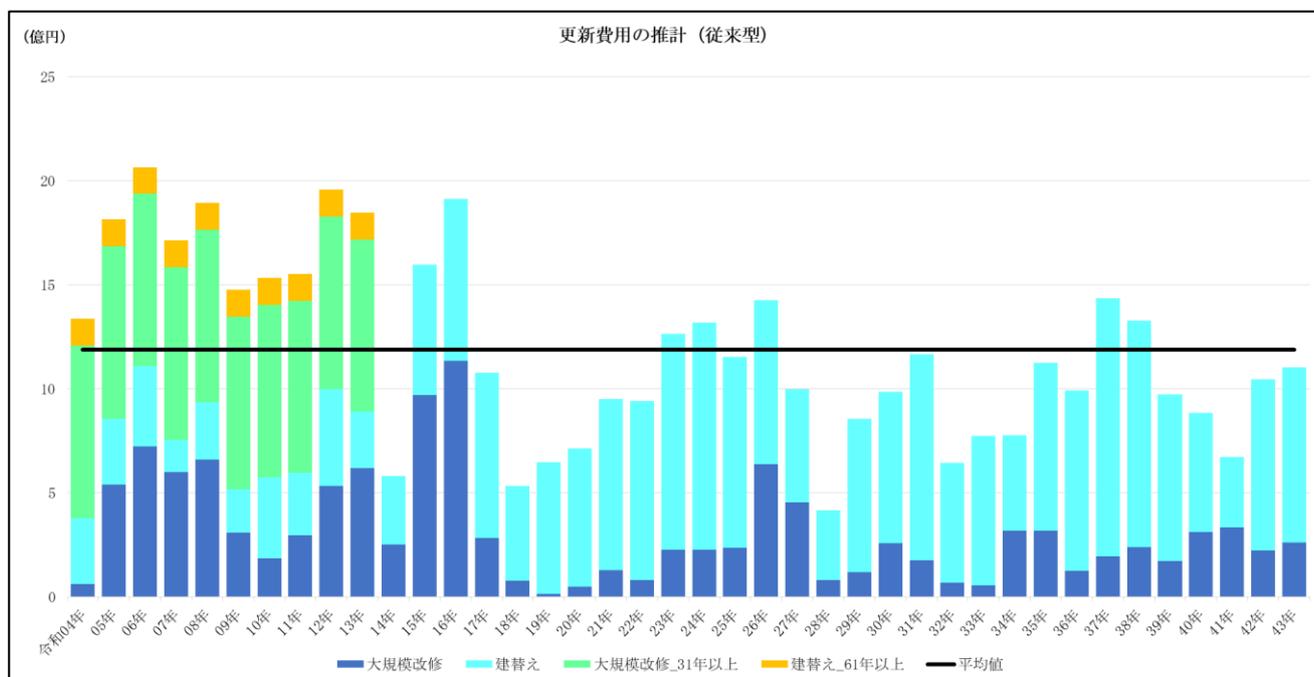
第5章 将来推計

本章では、現存する公共施設等について、更新費用等の見込みを整理するとともに、更新費用に充当可能な財源の推計を行います。

1 公共施設の更新費用の見込み

(1) 従来型推計

令和2年度末時点に所有している公共施設の更新費用シミュレーションを行っています。既存の公共施設をすべて保有した場合に必要な費用を算出したパターン（従来型）では、今後40年間の維持・更新コスト総額は、従来型が474.5億円という結果となり、1年あたりの平均整備費用は11.9億円となりました。



今後 40 年間の改修費用+建替費用の合計	474.5 億円	1 年あたりの改修費用+建替費用	11.9 億円
-----------------------	----------	------------------	---------

更新費用推計（従来型）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・耐用年数経過後に、現在と同じ延床面積等で更新すると仮定して計算する。

$$\text{延床面積} \times \text{更新単価} = \text{更新費用}$$

すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

耐用年数の設定

- ・一律で60年として試算。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」より）

更新年数の設定

- ・建築後30年で大規模改修（改修期間2年）
- ・建築後60年で建替え（建替期間3年）
- ・経過年数が30年を超え50年以下の場合は今後10年間で大規模改修（均等割）
- ・経過年数が50年を超えている場合は、大規模改修は行わず60年を経た年度に建替え
- ・経過年数が60年を超えている場合は、今後10年間で建替え（均等割）

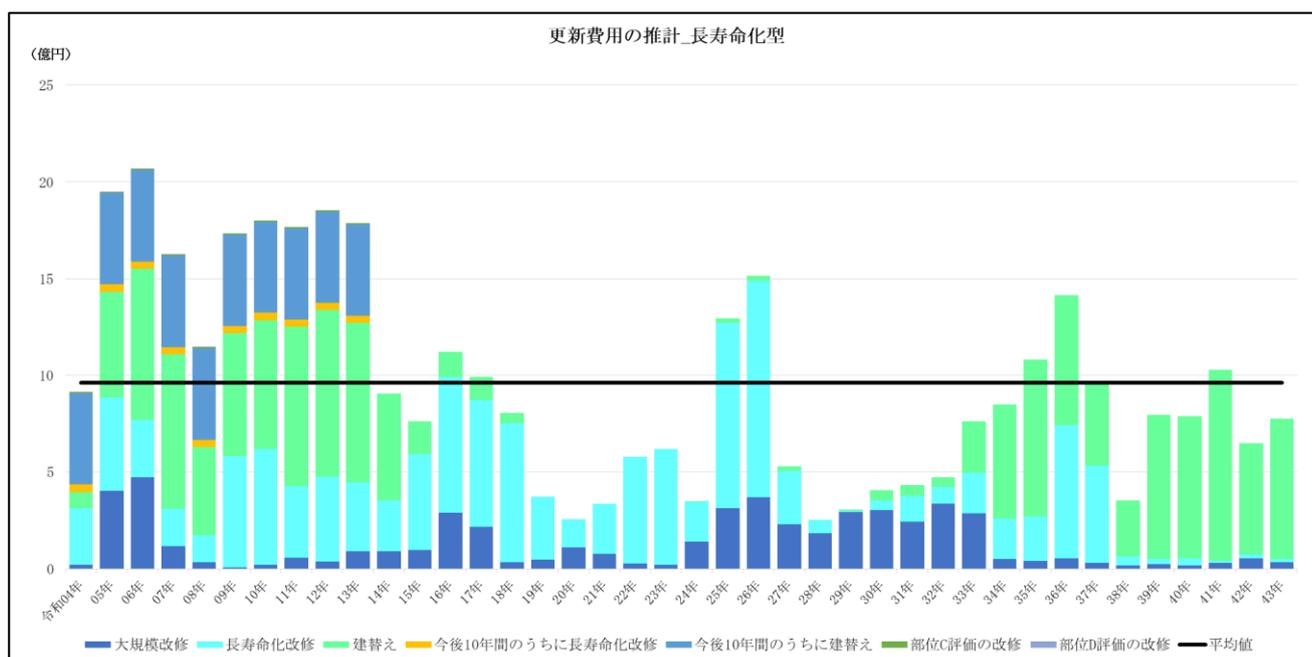
試算に用いる単価

下表は、建物系公共施設の更新単価を示した表である。

施設用途	大規模改修	建て替え
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
町民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
保健・福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡

(2) 長寿命化型推計

「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）では、鉄筋コンクリート造など、普通品質で50～80年、高品質では 80～120年を望ましい目標耐用年数としていますが、本町は周囲を海に囲まれており、潮風によるコンクリート構造の劣化の進度が速く、台風常襲地帯でもあることから、鉄筋コンクリート等を70年、木造等を50年と設定し、建物を長寿命化した場合の推計を行いました。その結果、今後40年間の更新費用は384.2億円という結果となり、1年あたりの平均整備費用は9.6億円となりました。従来型と比較すると、40年間で90.3億円の維持・更新コスト費用削減、年平均で2.3億円の整備費用の削減につながる可以看出ます。



今後 40 年間の改修費用+建替費用の合計	384.2 億円	1 年あたりの改修費用+建替費用	9.6 億円
-----------------------	----------	------------------	--------

更新費用推計（長寿命化型）の前提条件及び試算方法

試算の方法

- ・ 計算は、従来型と同様、延床面積×更新単価＝更新費

従来型の推計単価等

大規模改造		長寿命化改修		改築	
実施周期 [※]	20年	実施周期	40年	実施周期	70年（50年）
単価	改築単価の25%	単価	改築単価の60%	単価	従来型 「建替え単価」
工事期間	1年	工事期間	2年	工事期間	2年
改築、長寿命化改修の前後 10年間に重なる場合は実施 しない		実施年数より古い建物の改修 を10年以内に実施		実施年数より古い建物の改築 を10年以内に実施	

※ （）内は、木造等の実施周期。大規模改造は鉄筋コンクリート造等と同様。長寿命化改修は実施しない。

部位修繕				
D 評価	実施時期 今後5年以内に部位修繕を実施			
	改築・長寿命化改修・大規模改造を今後5年以内に実施する場合を除く			
C 評価	実施時期 今後10年以内に部位修繕を実施			
	改築・長寿命化改修・大規模改造を今後10年以内に実施する場合を除く			
A 評価	今後10年以内の長寿命化改修から部位相当額を差し引く			
部位修繕単価				
屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備
改築の3.5%	改築の5.1%	改築の5.6%	改築の4.0%	改築の3.7%

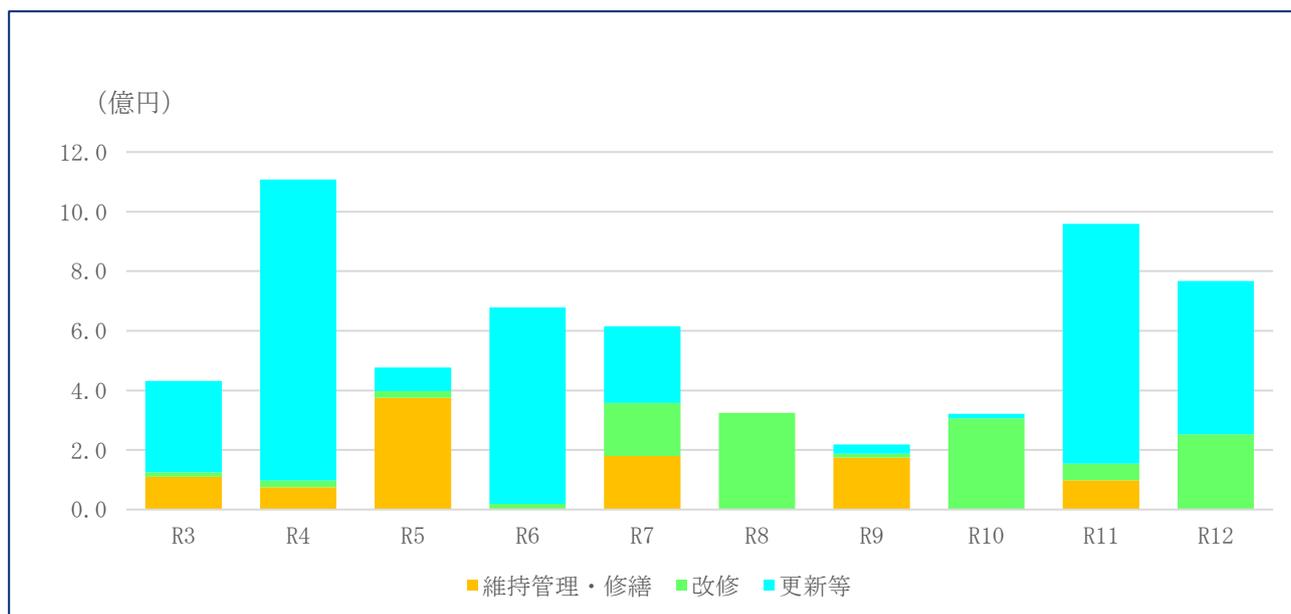
(3) 個別施設計画との比較（対策の効果）

個別施設計画では、今後10か年の実施計画を作成しています。実施計画の作成にあたっては、対象施設で行った劣化状況調査結果を踏まえて、改修や修繕が必要な施設と当面必要がない施設を整理しており、10か年で現実的に必要となる経費見込みを算出しています。

また、上記の個別施設計画とは計画対象の異なる、学校施設等長寿命化計画及び公営住宅等長寿命化計画についても実施計画を整理し、公共施設全体の個別施設計画（長寿命化計画）ベースの費用の見込みを算出しました。

その結果、改修や更新の費用については1年あたり約5.9億円となり、長寿命化型の推計金額より、さらに少ない対策金額で済む試算となっています。

今後 10 年間の各個別施設計画における更新費用額



今後 10 年間の改修費用+建替費用の合計	59.0 億円	1 年あたりの改修費用+建替費用	5.9 億円
-----------------------	---------	------------------	--------

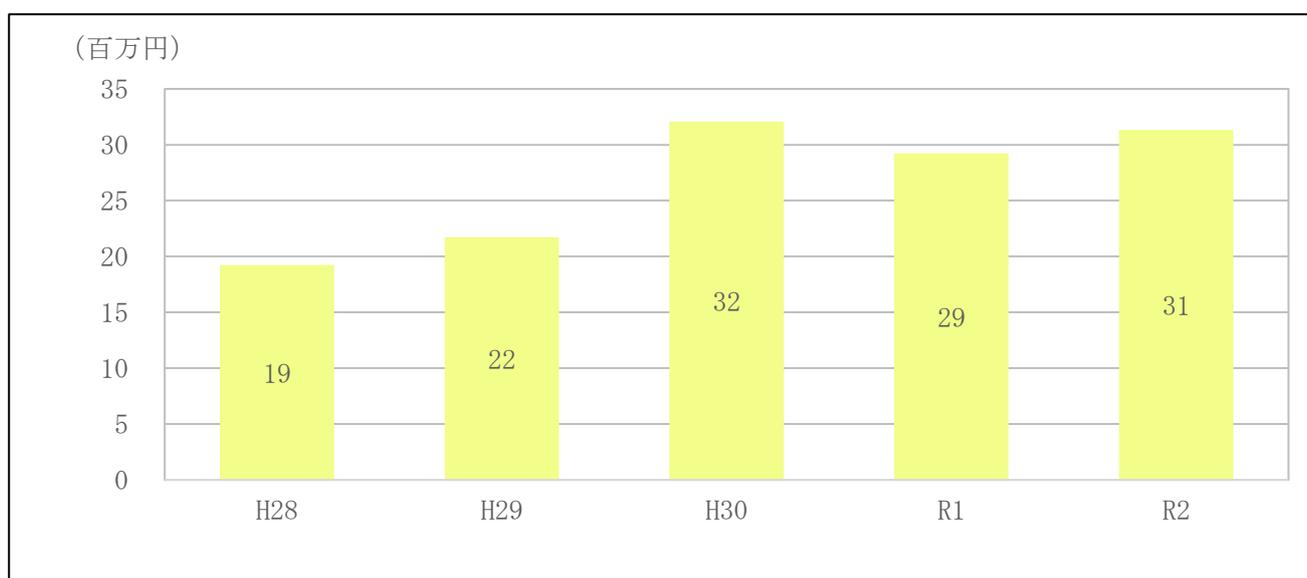
(1)～(3)の費用の見込みを整理すると下表のようになります。従来型推計と個別施設計画の比較をした結果を対策の効果額とすると、1年あたりの効果額は6.0億円となります。

	従来型推計	長寿命化型推計	個別施設計画	対策の効果額 (従来型推計 －個別施設計画)
1年あたりの改修費用+建替費用	11.9億円	9.6億円	5.9億円	6.0億円

(4) 維持管理経費

維持管理経費の見込みについては、過去の実績から把握をしました。下図は、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度にかけての施設の維持管理に要する経費の集計結果を示しています。

維持管理経費の5か年の1年あたり平均額は、約2,700万円となっているため、今後の維持管理経費の見込みは約2,700万円とします。



2 インフラ施設の更新費用の見込み

インフラ施設については、種別ごとに策定されている長寿命化計画の実施計画の金額、長寿命化計画が未策定の場合は推計によって算出された金額を、費用の見込みとして整理しました。

種別	計画期間中の経費見込み※ (A)	計画期間	1か年あたり経費見込み (B)	単純更新した場合の経費見込み (C)	対策の効果額 (C) - (A)	算出方法
道路	174.00 億円	40 年間	4.35 億円	-	-	推計
橋りょう	17.50 億円	50 年間	0.35 億円	78.00 億円	60.50 億円	長寿命化計画
トンネル	1.50 億円	50 年間	0.03 億円	-	-	長寿命化計画
港湾	8.80 億円	50 年間	0.18 億円	9.60 億円	0.80 億円	長寿命化計画
公園	8.90 億円	10 年間	0.89 億円	9.03 億円	0.13 億円	長寿命化計画
上水道	17.00 億円	10 年間	1.70 億円	-	-	経営戦略
下水道	37.30 億円	10 年間	3.70 億円	-	-	経営戦略

※維持管理・修繕、改修、更新の合計

3 財政推計を踏まえた更新に充当可能な財源及び不足額

充当可能な財源の見込みについては、「第4章 人口・財政の状況」の歳出の状況の実績から把握を行いました。直近5か年の実績によると、建築系公共施設及びインフラ（企業会計分である上水道・下水道は除く）に係る投資的経費の年平均は12.9億円です。12.9億円を充当可能な財源と見込むと、建物系公共施設、インフラの合計が11.8億円であるため、財源の中で賄うことが可能であると考えられます。

本計画策定時（平成27年度）では、単純推計による試算であったため、財源が不足する結果となっていました。本計画改定時（令和3年度）においては、各種の個別施設計画、長寿命化計画による費用の見込みを反映することができており、特に建物系公共施設において、点検診断結果を踏まえた予防保全の考え方を取り入れ、今後改修や更新の対策が不要となる建物の把握も行ったため、財源の不足は生じない見込みとなりました。

一方で、本町では、生産年齢人口の減少等に伴って町税収入の減少が見込まれており、公共施設の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、個別施設計画または長寿命化計画で定めた実施計画を実行する必要があります。

なお、上水道・下水道については、経営戦略の中で、収支計画が立てられており、企業債や国庫・県補助金を財源として運用していくこととなっています。

	今後10年間の1か年あたり経費見込み額	過去5年の投資的経費平均額
公共施設	6.00億円	12.90億円
道路	4.35億円	
橋梁	0.35億円	
トンネル	0.03億円	
港湾	0.18億円	
公園	0.89億円	
合計	11.80億円	12.90億円

第6章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 計画期間について

計画期間は、将来の人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づき検討する趣旨から、以下のとおり、長期の期間に設定しました。

(計画期間)

平成27年度から令和26年度（30年間）

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設に関する情報は、公共施設マネジメントシステムを導入し、固定資産台帳などとあわせて財産管理を所管する部署で一元的に管理する体制とします。公共施設の利用状況などは、公共施設の現状をいつでも把握できる状態とします。

公共施設等に関する基本計画として位置づけられる本計画に沿って、より具体的な個別施設計画を策定するにあたっては、全庁的な体制での検討を行っていきます。

3 現状や課題に関する基本認識

(1) 人口減少及び少子高齢化による公共施設に対する町民ニーズの変化

本町の人口は、減少が続いており、今後もこの傾向は継続することが考えられ、これと同時に、年少人口・生産年齢人口の減少及び高齢者人口の増加により、少子高齢化が見込まれます。

これらに伴う世代構成の変化により、子育て支援施設や学校教育系施設では余剰が発生し、高齢者を対象とした保健・福祉施設の需要が高まるなど、公共施設へのニーズが変化することが予想されます。また、地区外への人口流出のみならず、地区内でも市街地に人口が集中することも予想され、地区によって人口の増減や年齢構成等の推移も異なることが見込まれます。このような状況変化に合わせた施設規模の見直し、既存公共施設の活用や整備を通じ、町民ニーズに適切に対応する必要があります。

(2) 公共施設の老朽化

本町の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積で見ると、昭和55年以前に建築した施設は建築後41年を経過しており、全体の30%以上を占めます。これらの施設の多くが、まもなく耐用年数を迎えることとなり、老朽化や耐震化の問題に直面しています。

また、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和56年度以前に整備された公共施設は安心・安全の観点から、必要性の精査も行ったうえで、耐震化や廃止など今後のあり方を検討していく必要があります。

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

- ・現状行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。
- ・公共施設マネジメントシステムで点検・診断等の実施結果を蓄積することで、点検・診断等の状況を全庁的に適時に把握していきます。
- ・施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施するなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気象状況、使用特性等）による性能低下状況及び管理状況を把握し、予防保全的な観点からの検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・地域に対する公共施設の譲渡や地区団体への指定管理委託を進めるなど、町民主体の維持管理を進めていきます。
- ・維持管理を行っていくための財源を捻出するため、受益者負担の見直しを行っていきます。
- ・公共施設マネジメントシステムで、維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握するとともに、今後の修繕に関する計画を立てるのに役立てます。
- ・今後も維持していく公共施設については、中長期的修繕計画を策定することを検討します。
- ・管理運営にあたっては、PPP¹/PFI²の活用を検討します。
- ・町民ニーズの変化に柔軟に対応していくことを可能とするため、用途変更をしやすい施設設計を行うなどの工夫をしていきます。
- ・新しい技術や考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新等を合理的に進めていきます。

(3) 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安全を確保します。
- ・安全の確保にあたっては、災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。
- ・今後維持していくことが難しい施設については、町民の安全確保の観点から、早期で供用廃止といった措置を適切にとっていきます。

¹ Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

² Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

(4) 耐震化の実施方針

- ・災害拠点かどうか、多数の町民の利用がある施設かどうかなどの視点から、耐震化の優先順位を検討します。
- ・道路、橋梁、上下水道をはじめとするインフラについても耐震化の検討を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

- ・地区ごとに公共施設の耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握します。
- ・個別施設のインフラ長寿命化計画の策定を進めていきます。

(6) 統合や廃止の推進方針

- ・公共施設の見直しにあたって、総量縮減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、既存の公共施設の状態に囚われない、行政サービスとして必要な水準や機能などを意識して検討を行っていきます。
- ・当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか、民間に代替できないかなど、公共施設等とサービスの関係について十分に留意していきます。
- ・少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化に対応した公共施設の再編を進めます。
- ・地区ごとの人口動態や町民ニーズを踏まえた再編を進めます。
- ・公共施設の多機能集約化（一つの公共施設に複数の機能を盛り込み、スペース効率の改善と機能間の連携性を高める）の取り組みを進めていきます。
- ・近隣市町村との広域連携を一層進めていき、広域の観点から必要な公共施設等の保有量を検討していきます。
- ・インフラについても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）の考え方を踏まえて、本町においてもユニバーサルデザインの街づくりを目指します。

(8) 地方公会計（固定資産台帳）の活用の考え方

- ・本計画において施設の更新等に係る経費見込みは、地方公会計に係る固定資産台帳のデータを基に試算を行っています。
- ・活用に関しては、固定資産台帳の掲載項目である取得日・耐用年数・面積・取得金額・減価償却累計額などの数値データを用いて、施設類型別や建築年別の延床面積や老朽化比率を算出し、現状分析を行っていきます。「保有する財産（未利用資産等）の活用」への取り組みにも、固定資産台帳データを活用し、積極的に資産の利活用を進めます。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・公共施設マネジメントシステムの運用を開始し、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。
- ・職員一人ひとりが、経営的視点を持って、全体の最適化を意識した公共施設マネジメントの視点を持つため、研修会等を実施していきます。
- ・本町では、これまでも、民間活力の活用を意図した指定管理者制度の導入を進めてきましたが、検証を行い、町民サービスの向上に努めるとともに、導入していない施設については同制度の導入について検討を進めていきます。

第7章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ここでは、施設類型ごとに現状や課題に関する基本的な認識を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。第3章でも示したとおり、公共施設の保有状況は以下のとおりです。

公共施設の保有状況（再掲）

大分類	中分類	延床面積	
		平成27年度 本計画策定時	令和3年度 本計画改定時
町民文化系施設	集会施設	5,119 m ²	5,125 m ²
	文化施設	4,258 m ²	8,558 m ²
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	3,714 m ²	5,313 m ²
	レクリエーション施設・観光施設	804 m ²	428 m ²
産業系施設	農業関連施設	1,435 m ²	1,691 m ²
	堆肥施設	264 m ²	264 m ²
	加工センター等	1,511 m ²	1,511 m ²
	水産業関連施設	183 m ²	183 m ²
	その他	651 m ²	1,008 m ²
学校教育系施設	学校	35,276 m ²	38,775 m ²
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	2,042 m ²	2,019 m ²
保健・福祉施設	高齢福祉施設	1,873 m ²	3,921 m ²
行政系施設	庁舎等	3,237 m ²	3,237 m ²
	消防施設	788 m ²	788 m ²
	その他行政系施設	942 m ²	942 m ²
公営住宅	公営住宅	32,367 m ²	32,367 m ²
	教職員住宅	3,010 m ²	2,780 m ²
	単独住宅	254 m ²	254 m ²
合計		97,728 m ²	109,164 m ²

以下、施設類型別に現状や課題に関する基本的な認識、施設の情報、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載しています。記載に当たっての前提条件は以下のとおりです。なお、施設名は、「徳之島町」や「徳之島」等、一部を省略している場合があります。

1 集会施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 公民館等

本町では、28の集会施設を保有しています。町内の各地区に集会施設を配置しており、それぞれの施設が地域の交流・親睦を深めるために一定の役割を果たしています。

集会施設に対するニーズは今後多様化し、増加すると考えられますが、本町の厳しい財政状況を踏まえ、サービス充実のための整備を進めていきます。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
金見農業研修館	直営	北部	金見農業研修館	昭和 55 年度	69
畦集落センター	直営	北部	畦集落センター	昭和 58 年度	51
神之嶺農業研修館	直営	南部	神之嶺農業研修館	昭和 54 年度	69
南原農業研修館	直営	南部	南原農業研修館	昭和 56 年度	61
轟木地区 へき地保健福祉館	直営	北部	轟木地区 へき地保健福祉館	昭和 43 年度	174
手々保健福祉館	直営	北部	手々保健福祉館	昭和 54 年度	225
池間へき地保健福祉館	直営	北部	池間へき地保健福祉館	昭和 52 年度	222
徳和瀬地区 へき地保健福祉館	直営	南部	徳和瀬地区 へき地保健福祉館	昭和 47 年度	177
尾母へき地保健福祉館	直営	南部	尾母へき地保育所	昭和 52 年度	222
山里公民館	直営	北部	山里公民館	昭和 32 年度	66
旭ヶ丘公民館	直営	南部	旭ヶ丘公民館	平成元年度	79
井之川公民館	直営	南部	井之川公民館	平成 12 年度	280
下久志青少年館	直営	南部	下久志青年会館	昭和 53 年度	136
花時名公民館	直営	北部	花時名公民館	昭和 43 年度	294
亀徳公民館	直営	南部	亀徳公民館	昭和 39 年度	157
亀徳地区振興センター	直営	南部	亀徳地区振興センター	昭和 57 年度	582
山公民館	直営	北部	山公民館	平成 16 年度	319
諸田公民館	直営	南部	諸田公民館	平成 12 年度	201
新村青年会館	直営	北部	新村青年公民館	昭和 31 年度	78
大原第 1 団地集会所	直営	南部	集会所	昭和 39 年度	45
大原第 2 団地集会所	直営	南部	集会所	平成 8 年度	54
東区公民館	直営	南部	東区公民館	昭和 60 年度	293
南区公民館	直営	南部	南区公民館	平成 11 年度	280
反川公民館	直営	北部	反川公民館	昭和 45 年度	136
北区公民館	直営	南部	北区公民館	平成 14 年度	201
花徳生活館	直営	北部	花徳生活館	昭和 49 年度	166
大当生活館	直営	北部	大当生活館	昭和 59 年度	270
中区生活館	直営	南部	中区生活館	昭和 56 年度	220

北部に12箇所、南部に16箇所存在しており、その多くが昭和期に建設されています。また、尾母へき地保健福祉館は、へき地保育所としても利用されています。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

集会施設は、地域の交流の振興や生涯学習の場として今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

公民館をはじめとして集会施設は、昭和40～50年代に建設されたものが多いため、建替等の更新費用が近いうちに発生する可能性があります。その費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を実施していきます。

【耐震化の実施方針】

旧耐震基準で建設され、耐震化工事が実施されていない施設があります。これらの施設について耐震化の必要性を検討し、耐震化を推進します。

【長寿命化の実施方針】

町内の集会施設の多くが、竣工後20年以上経過しています。このため、長寿命化を目的とした修繕を計画的に実施するため、各施設の老朽化の程度を把握し、集会施設の改修工事を進めていきます。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統合や廃止について検討します。

2 文化施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 町民ホール等

徳之島町文化会館は、平成5年度に竣工した客席数608席の町民ホールであり、リハーサル室や会議室、和室も兼ね備えています。

合唱祭やピアノの発表会等の場として、広く町民へ提供し、必要性の高い施設となっておりますが、さらに費用削減の余地がないかどうかについて、検討します。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
徳之島町文化会館	指定管理	南部	文化会館	平成5年度	3,431

② その他

徳之島町合同会館は、かつて薩摩藩の代官所があった敷地に建設されたものであり、かつては警察署や図書館としても使用されていました。現在は合同会館として公民館講座等に利用されています。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
徳之島町合同会館	直営	南部	合同会館	平成6年度	827
生涯学習センター	直営	南部	生涯学習センター	平成15年度	4,300

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

定期的な劣化診断等を行うことで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

現状、大規模な改修等は予定しておりませんが、適宜修繕等を実施し、管理していく方針です。

【安全確保の実施方針】

劣化診断等の結果、安全上修繕が必要と思われる箇所があれば、早期に改修を計画するほか、建築物及び建築設備定期検査を実施し、優先順位に配慮して安全の確保を行います。

【統合や廃止の推進方針】

新庁舎建設時に生涯学習センターなど機能移転が想定させる施設棟に機能移転が行えないか検討を行います。

3 スポーツ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 体育館

本町では、体育館を1施設保有しています。建設されてから30年以上が経過しているため、今後修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
徳之島町体育センター	指定管理	南部	徳之島町体育センター	昭和 57 年度	1,556

② グラウンド

本町では、グラウンドを1施設保有しています。指定管理料をはじめとしたコストが生じています。建設されてから30年以上が経過しているため、今後修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
健康の森 総合運動公園施設	指定管理	南部	プール管理棟	平成 8 年度	406
			自由広場トイレ	平成 10 年度	83
			競技場奥トイレ	平成 10 年度	49
			競技場管理棟裏トイレ	平成 10 年度	90
			野球場トイレ	平成 10 年度	64
			競技場管理棟	昭和 58 年度	425
			弓道場	平成 13 年度	326
			多目的広場休憩所	平成 10 年度	171
			展望休憩所	平成 10 年度	93
			多目的広場 クラブハウス	平成 10 年度	135
			野球場	平成 10 年度	455
			野球場外野トイレ	平成 30 年度	77
			健康の森屋内運動場	平成 30 年度	1,249
屋内運動場付帯施設	平成 30 年度	135			

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

いずれの施設も建設されてから20年以上が経過しています。今後施設・設備の老朽化が進んでいくと予想されるため、継続した点検等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

現状、大規模な改修等は予定しておりませんが、適宜修繕等を実施し、管理していく方針です。

【安全確保の実施方針】

スポーツ施設については、各施設の危険箇所等の現状を把握し、安全性の確保に努めます。

【統合や廃止の推進方針】

スポーツ施設は、今後も必要な施設と考えますが、利用実績や、費用削減の余地等を踏まえ、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。

4 レクリエーション施設・観光施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① キャンプ場等

手々キャンプ場は、手々浜海浜公園内にあるキャンプ場で、バーベキュー場のほか駐車場・トイレ・シャワー施設も整備されています。畦園地は、畦キャンプ場と同じく畦プリンスビーチ内の広場であり、展望所も整備されています。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
畦園地	直営	北部	畦園地トイレ	昭和 56 年度	39
			畦園地展望台	昭和 56 年度	17
手々キャンプ場	直営	北部	手々キャンプ場・バーベキュー施設	平成 13 年度	37
			手々キャンプ場トイレ	平成 13 年度	68
			手々キャンプ場トイレ	平成 13 年度	30
神嶺浜周辺施設	直営	南部	トイレ・シャワー施設	平成 29 年度	17
徳之島町体育センター	指定管理	南部	徳之島町体育センター	昭和 57 年度	1,556
花徳集落交流人口拡大施設	直営	北部	花徳集落交流人口拡大施設(トイレ施設)	令和 2 年度	15
金見集落シャワー更衣室施設	直営	北部	金見集落シャワー更衣室施設	令和 2 年度	9
井之川集落観光拠点施設	直営	南部	井之川集落観光拠点施設	令和 2 年度	66

② 運動公園等

本町では、運動公園等を3施設保有しています。いずれの施設も建設されてから20年以上が経過しているため、今後修繕に係るコストが増加していくと考えられます。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
亀津児童公園	直営	南部	トイレ	平成 5 年度	50
亀徳児童公園	直営	南部	トイレ	昭和 43 年度	16
亀津公園	指定管理	南部	トイレ	昭和 59 年度	64

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

多くの施設が建設されてから20年以上が経過しています。今後施設・設備の老朽化が進んでいくと予想されるため、継続した点検等を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

各施設の点検及び診断等の結果に基づいて、維持管理・修繕・更新等を行うことで、トータルコストの縮減・費用の平準化を実施しています。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた施設等については、優先的に修繕・改築・更新等を行います。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の利用状況や老朽化の状況等により、その必要性を判断したうえで、統合や廃止について検討します。

5 産業系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 農業関連施設

本町では、農業関連施設を4施設保有しています。その業態は、水耕栽培施設や畜産用飼料の生産設備など多岐に渡っています。特に神田農園は、奄美初となる、障がい者を雇用して運営する水耕栽培施設であり、平成25年度に竣工した新しい施設です。

いずれも本町の産業保護のため、必要性の高い施設ですが、さらに費用削減の余地がないかどうかについて、検討します。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (m ²)
徳之島町 TMRセンター	委託	南部	管理棟	平成 23 年度	47
	委託	南部	飼料調整貯蔵庫	平成 23 年度	125
	委託	南部	飼料調整庫	平成 23 年度	495
花徳地域農業管理施設	直営	北部	花徳地域農業管理施設	平成 14 年度	161
神田農園	委託	南部	植物工場管理棟	平成 25 年度	44
	委託	南部	植物工場 フィルムハウス	平成 25 年度	495
農作業管理休養施設	直営	南部	農作業管理休養施設	平成 15 年度	69
受精卵センター本体	直営	南部	受精卵センター	平成 29 年度	256

② 堆肥施設

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (m ²)
高品質堆肥施設	直営	北部	高品質堆肥施設	平成 13 年度	264

③ 加工センター等

美農里館は、徳之島の農産物を有効活用した特産加工品の商品開発、加工品の販売を行っており、農産物処理加工センターとも連携して規格外農産物の加工品開発を実施しています。関与している職員が常勤のみで11人と多いため、コストも大きくなっています。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (m ²)
農産物処理 加工センター	直営	北部	農産物処理 加工センター	平成 4 年度	383
美農里館	委託	南部	美農里館	平成 23 年度	1,128

④ 水産業関連施設

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (m ²)
徳之島町製氷施設	指定管理	南部	製氷・貯氷施設	平成 26 年度	183

⑤ その他

金見展望台は島の北東部にある展望台で、太平洋と東シナ海を一望できます。井之川みらいづくりラボは旧井之川保育所を利活用した施設です。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (m ²)
上花徳農業研修館	直営	北部	上花徳農業研修館	昭和 55 年度	232
下久志海岸 環境整備施設	直営	南部	下久志海岸 バーベキュー施設 1	平成 15 年度	35
	直営	南部	下久志海岸 バーベキュー施設 2	平成 15 年度	22
	直営	南部	下久志海岸トイレ	平成 15 年度	135
金見展望台	直営	北部	金見崎ソテツトンネル 展望所	平成 25 年度	53
なごみの岬	直営	北部	なごみの岬トイレ	平成 12 年度	51
	直営	北部	なごみの岬 公園休憩施設	令和 2 年度	65
井之川みらいづくりラボ (旧井之川保育所)	直営	南部	みらい創りラボ井之川	昭和 59 年度	201
ヘルシーブランド 拠点施設本体	直営	北部	ヘルシーブランド 拠点施設本体	平成 29 年度	215

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

定期的な劣化診断等を行うことで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

比較的新しい施設が多く、現状、大規模な改修等は予定しておりませんが、適宜修繕等を実施し、管理していく方針です。

【安全確保の実施方針】

劣化診断等の結果、安全上修繕が必要と思われる箇所があれば、早期に改修を計画するほか、建築物及び建築設備定期検査を実施し、優先順位に配慮して安全の確保を行います。

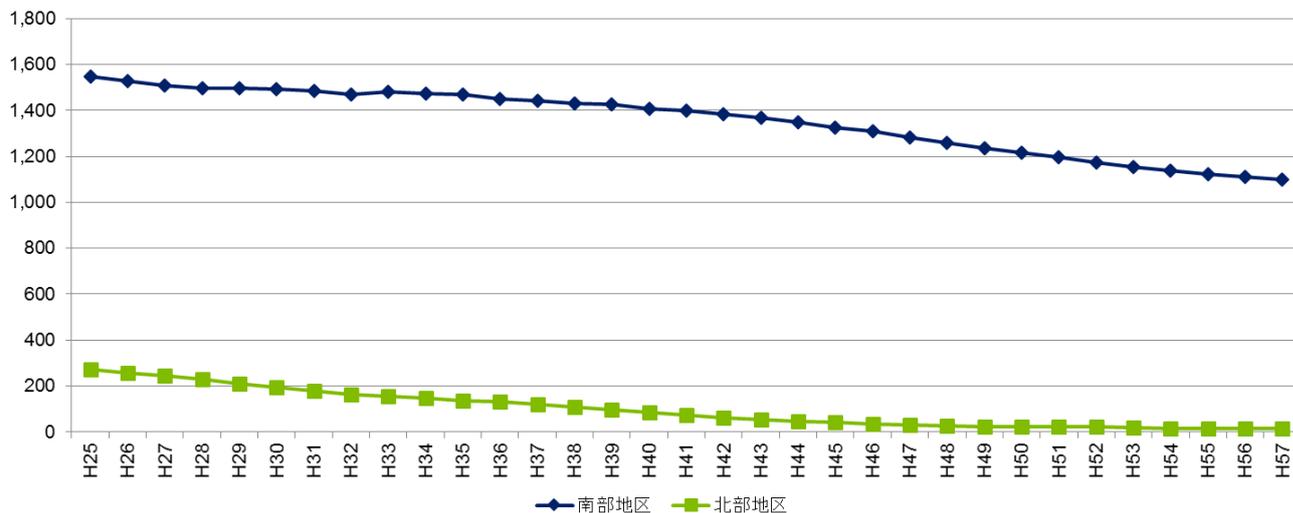
6 学校

(1) 現状や課題に関する基本認識

本町の0歳から15歳未満までの人口は、平成26年の1,785人から令和27年には1,114人と、約37.6%減少すると試算されています。

地区別においても、北部地区及び南部地区ともに減少傾向となっています。

(0歳～14歳の地区別人口推移)



① 小中学校

本町には、15の小中学校施設があります。今後予想される少子化の影響を考慮し、適切な配置形態を考えていく必要があります。また、耐震補強が実施されていない施設もあるため、耐震補強を進めていく必要があります。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
尾母小中学校	直営	南部	校舎	平成6年度	1,493
			屋内運動場	昭和49年度	506
			トイレ	昭和56年度	77
			倉庫	平成6年度	38
亀津小学校	直営	南部	校舎	昭和62年度	4,873
			屋内運動場	昭和43年度	619
			プール更衣室	昭和53年度	29
神之嶺小学校	直営	南部	校舎	平成12年度	1,975
			プール更衣室	昭和63年度	45
			電気室	平成11年度	22
			倉庫	平成11年度	19
			倉庫	昭和47年度	15
			屋内運動場	昭和46年度	551
			更衣室トイレ	昭和57年度	84
下久志分校	直営	南部	校舎	昭和37年度	2,680
			校舎	昭和56年度	288
			倉庫	昭和31年度	36
			校倉庫	昭和32年度	10

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
亀徳小学校	直営	南部	校舎	平成 3 年度	1,674
			校舎	昭和 55 年度	316
			屋内運動場	昭和 49 年度	558
			更衣室トイレ	昭和 58 年度	77
			プール更衣室	昭和 54 年度	47
			倉庫	平成 4 年度	23
花徳小学校	直営	北部	校舎	平成 15 年度	1,972
			屋内運動場	昭和 45 年度	561
			更衣室トイレ	昭和 57 年度	77
			プール更衣室	昭和 63 年度	45
			電気室	平成 16 年度	22
母間小学校	直営	北部	校舎	平成 7 年度	1,266
			校舎	平成 7 年度	674
			渡り廊下	平成 7 年度	78
			屋内運動場	昭和 47 年度	492
			更衣室トイレ	昭和 59 年度	77
			倉庫	昭和 39 年度	73
山小学校	直営	北部	校舎	昭和 34 年度	368
			校舎	昭和 29 年度	532
			屋内運動場	昭和 49 年度	558
			更衣室トイレ	昭和 58 年度	77
			家庭科・用務員	昭和 40 年度	116
			トイレ	昭和 45 年度	24
			プール更衣室	昭和 56 年度	56
手々小中学校	直営	北部	校舎	昭和 30 年度	417
			トイレ	昭和 30 年度	33
			コンピュータ室・ 家庭科	昭和 40 年度	71
			図書室	平成 13 年度	60
			校舎	昭和 30 年度	251
			校舎	昭和 61 年度	288
			屋内運動場	昭和 51 年度	436
			倉庫	昭和 46 年度	10
井之川中学校	直営	南部	校舎	平成 2 年度	770
			校舎	昭和 46 年度	123
			校舎	昭和 50 年度	400
			校舎	昭和 44 年度	246
			屋内運動場	昭和 45 年度	632
			倉庫	平成 2 年度	68
			倉庫	昭和 45 年度	17

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
東天城中学校	直営	北部	校舎	昭和 32 年度	686
			校舎	昭和 33 年度	902
			校舎	昭和 39 年度	293
			図書室	昭和 36 年度	110
			用務員室	昭和 32 年度	53
			倉庫	昭和 40 年度	82
			屋内運動場	昭和 40 年度	543
			更衣室・トイレ	昭和 54 年度	135
			プール更衣室	昭和 46 年度	18
			倉庫	昭和 47 年度	19
山中学校	直営	北部	校舎	平成 1 年度	1,187
			校舎	昭和 54 年度	316
			校舎	昭和 45 年度	128
			屋内運動場	昭和 41 年度	501
			更衣室・トイレ	昭和 55 年度	77
			倉庫	昭和 47 年度	13
亀津中学校	直営	南部	校舎	平成 26 年度	4,386
			屋内運動場	平成 8 年度	1,048
			部室	平成 9 年度	34
			武道館	平成 27 年度	462
徳之島町 学校給食センター	直営	南部	調理室	昭和 48 年度	488
			コンテナステージ	平成 13 年度	102
			米飯・パン加工場	平成 8 年度	247

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

計画的に施設の点検・診断を行い、学校施設の状況を把握していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

修繕が必要な箇所については随時修繕を行っていますが、昭和30年代に建設された学校も多く、将来的には大規模な改修が必要になることが見込まれます。今後も引き続き学校施設としての利用が見込まれるため、適切な維持管理に努めていきます。

【安全確保の実施方針】

児童生徒が安全に安心して学ぶことができるように教育環境の安全の確保を図っていきます。

【統合や廃止の推進方針】

小中学校の中には、児童数が減少傾向にあり、児童数に対する施設やコストの規模が大きくなっている施設もあります。そのため、施設の老朽化の状況も踏まえ、今後コストの削減のみではなく、統廃合の必要性について検討していきます。

7 幼稚園・保育園・こども園

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 幼稚園

本町は保有する4園の幼稚園を保有しています。いずれも昭和期に建設されたものですが、耐震等に問題は生じていません。

子ども・子育て支援新制度や今後の人口減少・少子化の動向に注視しながら、幼稚園のあり方を検討していく必要があります。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
亀津幼稚園	直営	南部	亀津幼稚園	昭和48年度	283
花徳幼稚園	直営	北部	花徳幼稚園	昭和49年度	283
亀徳幼稚園	直営	南部	亀徳幼稚園	昭和52年度	447
山幼稚園	直営	北部	山幼稚園	昭和59年度	207

② 保育所

保育所は3施設保有しています。幼稚園と同様、保育所においても、今後の人口減少や子ども・子育て支援新制度の動向に注視しながら、保育需要に見合った適正配置ができるよう、運営主体のあり方を含めて検討していく必要があります。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
井之川保育所	直営	南部	井之川へき地保育所	昭和59年度	203
母間保育所	直営	北部	母間保育所	昭和55年度	419
旧轟木保育所	直営	北部	旧轟木保育所	平成元年度	178

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

少子化の進行に注視しながら、幼稚園及び保育所のあり方を検討していきます。

【安全確保の実施方針】

園児の安全な保育ができる環境を維持することを第一優先として、必要に応じた施設改修・修繕を行います。

【耐震化の実施方針】

保育所は耐震診断が未実施の施設があるため、診断の受診及び施設の改修を計画的に進めます。

【統合や廃止の推進方針】

子ども・子育て支援新制度や少子化の動向を注視し、町全体の保育需要に対応できるよう、運営主体、運営方法など様々な視点から保育所のあり方や適正配置を検討していきます。

8 保健福祉施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 保健福祉施設

本町が所有する保健福祉施設は、以下のとおりです。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
旧徳寿園	直営	南部	徳寿園跡	昭和 52 年度	1,873
保健センター	直営	南部	保健センター	平成元年度	519
地域福祉センター	直営	南部	社会福祉協議会	平成 7 年度	1,529

上記の旧徳寿園については、平成23年4月から民間に委託しており、平成25年11月に新築移転されたことに伴って、現在は使用されていません。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【統合や廃止の推進方針】

現在遊休状態となっている施設のあり方について、町民の生活に資するよう、施設の用途変更も含めて、検討していきます。

9 庁舎等

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 庁舎等

本庁舎は大地震が発生した場合は、庁舎の倒壊または崩壊の危険性が指摘されたこともあり、令和2年度より新庁舎建設に着手しています。現在の庁舎は令和4年度に解体予定です。また、花徳支所についても築50年以上経過しているため、建替えを見据えた検討を行います。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
本庁舎	直営	南部	本庁舎	昭和48年度	2,857
花徳支所	直営	北部	花徳支所_増築	昭和43年度	80
			花徳支所	昭和43年度	300

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

対症療法的に劣化の進んだ役場庁舎の補修（事後保全）を行うのではなく、劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断（予防保全）を行うことで施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

役場庁舎の計画的な点検や劣化診断を通じた維持管理、修繕を行うことで、トータルコストの縮減・平準化を実施していきます。

【安全確保の実施方針】

点検・診断等の結果、危険性が高いと認められた箇所については、安全面からリスク評価を行い、危険除去の優先順位に配慮して安全の確保を行います。

【耐震化の実施方針】

花徳支所も耐震化ではなく、建替えの検討を行うこととします。

【長寿命化の実施方針】

劣化が進む前に計画的に点検や劣化診断を行う（予防保全）ことで、施設の長寿命化を図ります。

10 消防施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 消防署等

消防署等の施設は、建築経過年数を考慮して計画的に維持管理する方針です。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
徳之島地区 消防組合本署	直営	南部	消防組合消防本部本署	昭和 58 年度	650
消防団拠点施設	直営	南部	消防団拠点施設	平成 12 年度	138

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

災害時にその機能を果たせるよう、随時点検を行います。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

建築年度からの経過年数を考慮し、建替えや維持管理の方針を立てることとします。

【安全確保の実施方針】

老朽化等により要修繕箇所が判明した場合は、直ちに修繕対応を行い、消防施設として必要な機能を損なわないよう取り組みます。

11 その他行政系施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① その他

主にシルバー人材センター事務所や介護保険組合事務所があります。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積(m ²)
徳之島町シルバー 人材センター事務所	委託	南部	シルバー人材センター 事務所	平成 5 年度	168
介護保険組合事務所	直営	南部	介護保険組合事務所	平成 10 年度	113
徳之島 土地改良区事務所	委託	南部	徳之島 土地改良区事務所	昭和 43 年度	660

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

今後老朽化の程度にあわせて、計画的に維持管理をしていきます。

【統合や廃止の推進方針】

各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し、実施していきます。

1 2 公営住宅

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 公営住宅

健築後30年以上になる公営住宅の割合が多くなっており、現在厳しい財政状況や既存ストックの有効活用の観点から、今後計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な住宅の供給を推進していきます。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
尾母団地	直営	南部	尾母2団地	令和2年度	107
			尾母3団地	昭和62年度	116
			尾母4団地	昭和55年度	116
			尾母4団地	昭和55年度	116
			尾母6団地	昭和59年度	116
混岸住宅	直営	南部	1号棟	昭和41年度	126
			2号棟	昭和41年度	126
			3号棟	昭和41年度	126
			4号棟	昭和41年度	126
			5号棟	昭和41年度	126
			7号棟	昭和41年度	63
満久里住宅	直営	南部	1・2号	昭和56年度	116
			3・4号	昭和56年度	116
			5・6号	昭和56年度	116
			7・8号	昭和56年度	116
			9・10号	昭和56年度	116
			11・12号	昭和56年度	116
			13・14号	昭和57年度	116
			15・16号	昭和60年度	116
第2満久里住宅	直営	南部	1棟	昭和62年度	336
			2棟	昭和63年度	711
			3棟	平成1年度	711
			4棟	平成2年度	711
			集会所	平成2年度	65
婦貴田住宅	直営	南部	婦貴田住宅	昭和37年度	60
			婦貴田住宅	昭和37年度	60
			婦貴田住宅	昭和37年度	60
			婦貴田住宅	昭和37年度	60
大船住宅	直営	南部	1号棟	昭和55年度	948
			2号棟	昭和55年度	948
			3号棟	昭和56年度	948
			4号棟	昭和57年度	474
			集会所	昭和56年度	68
川田住宅	直営	南部	川田住宅	昭和34年度	30
			川田住宅	昭和34年度	30
里晴住宅	直営	南部	7～18号	昭和36年度	120
			7～18号	昭和36年度	120

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
里晴住宅	直営	南部	7～18号	昭和36年度	120
			7～18号	昭和36年度	120
港ヶ丘住宅	直営	南部	1棟	平成7年度	336
			2棟	平成8年度	452
			3棟	平成8年度	452
			4棟	平成8年度	340
			5棟	平成10年度	452
			6棟	平成11年度	452
			7棟	平成11年度	452
			8棟	平成12年度	452
			9棟	平成12年度	452
			10棟	平成12年度	452
			11棟	平成12年度	452
			集会所	平成12年度	59
阿田野平住宅	直営	南部	A棟	昭和50年度	581
			B棟	昭和52年度	635
			C棟	昭和51年度	635
			D棟	昭和53年度	1,082
			E棟	昭和54年度	1,082
			73・74号	昭和54年度	116
			75・76号	昭和54年度	116
			77・78号	昭和55年度	116
			79・80号	昭和55年度	116
			81・82号	昭和59年度	116
			83・84号	昭和63年度	116
九年母住宅	直営	南部	1・2号	平成6年度	138
			101～302号	平成8年度	491
小郷住宅	直営	南部	1棟	平成13年度	437
			2棟	平成13年度	437
			3棟	平成15年度	1,903
			4棟	平成16年度	1,903
			5棟	平成25年度	1,903
諸田住宅	直営	南部	諸田住宅	平成16年度	77
			諸田住宅	平成16年度	77
			諸田住宅	平成17年度	77
			諸田住宅	平成17年度	77
井之川住宅	直営	南部	井之川住宅	昭和58年度	481
母間住宅	直営	北部	母間住宅	平成17年度	300
			母間住宅	平成17年度	300
反川住宅	直営	北部	反川住宅	昭和60年度	116
大当住宅	直営	北部	1・2・3・4号	昭和52年度	196
大当住宅	直営	北部	5・6号	昭和54年度	116
花徳住宅	直営	北部	11・12号	昭和55年度	116
			13・14号	昭和55年度	116
			15・16号	昭和58年度	116
			17・18号	昭和58年度	116

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
花徳団地	直営	北部	花徳団地 A	平成 10 年度	85
			花徳団地 B	平成 10 年度	85
			花徳団地 19 号	平成 13 年度	76
			花徳団地 20 号	平成 13 年度	76
上花徳住宅	直営	北部	上花徳住宅	昭和 59 年度	116
轟木住宅	直営	北部	1 号棟	昭和 59 年度	116
			2 号棟	昭和 59 年度	116
			3 号棟	昭和 60 年度	116
			4 号棟	昭和 61 年度	116
			5 号棟	昭和 61 年度	116
			6 号棟	昭和 61 年度	116
			7 号棟	平成元年度	116
港川住宅	直営	北部	港川住宅	平成 3 年度	369
山住宅	直営	北部	1 棟・1~4 号	昭和 51 年度	186
			2 棟・5~8 号	昭和 54 年度	232
内川住宅	直営	北部	内川住宅	昭和 36 年度	120
千屋住宅	直営	北部	千屋住宅	平成 5 年度	276
手々住宅	直営	北部	手々住宅	昭和 58 年度	116
			手々住宅	昭和 58 年度	116
池間住宅	直営	北部	池間住宅	昭和 58 年度	232
白久団地	直営	南部	1 号棟	平成 27 年度	152
			2 号棟	平成 28 年度	152
			3 号棟	平成 28 年度	152
			4 号棟	平成 29 年度	111
			5 号棟	平成 29 年度	87
			6 号棟	平成 29 年度	111
			7 号棟	平成 30 年度	87
			8 号棟	平成 30 年度	111
			集会所	平成 29 年度	66
兼久田住宅	直営	北部	兼久田住宅	平成 26 年度	76
花徳 2 団地	直営	北部	2 号棟	平成 31 年度	149
			3 号棟	令和 2 年度	149
			4 号棟	令和 2 年度	149

② 教職員住宅

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
亀津小学校教職員住宅	直営	南部	教員住宅	昭和 56 年度	373
			教員住宅	平成 13 年度	80
神之嶺小学校 教職員住宅	直営	南部	教員住宅	昭和 56 年度	248
旧下久志分校 教職員住宅	直営	南部	教員住宅	昭和 53 年度	58
尾母小中学校 教職員住宅	直営	南部	教員住宅	平成 18 年度	80
亀徳小学校教職員住宅	直営	南部	教員住宅	平成 15 年度	80
			教員住宅	平成 3 年度	120
母間小学校教職員住宅	直営	北部	教員住宅	平成 14 年度	80
			教員住宅	平成 4 年度	120
山小学校教職員住宅	直営	北部	教員住宅	昭和 55 年度	120
亀津中学校教職員住宅	直営	南部	教員住宅	昭和 55 年度	360
			教員住宅	平成 12 年度	84
井之川中学校 教職員住宅	直営	南部	教員住宅	昭和 54 年度	58
			教員住宅	平成 18 年度	78
東天城中学校 教職員住宅	直営	北部	教員住宅	平成 20 年度	80
			教員住宅	昭和 54 年度	240
山中学校教職員住宅	直営	北部	教員住宅	平成 13 年度	80
			教員住宅	昭和 60 年度	121
旧花徳小学校 教職員住宅	直営	北部	旧教職員住宅	平成 20 年度	80
			旧教職員住宅	昭和 55 年度	240

③ 単独住宅

単独住宅は、1施設のみです。公営住宅と同様、既存ストックの有効活用の観点から、計画的に住宅改修を実施することにより、安全で安心な住宅の供給を推進していきます。

施設名称	運営方法	地区	建物名称	建築年度	延床面積 (㎡)
ゆうな住宅	直営	南部	ゆうな住宅	平成元年度	254

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【点検・診断等の実施方針】

老朽化する住宅の延命を図るため、計画的に点検や修繕を実施します。

【維持管理・修繕・更新等の実施方針】

点検結果を踏まえた計画的な修繕により、既存ストックの適正な維持管理に努めます。

【安全確保の実施方針】

点検結果に基づく修繕においては、入居者が安全かつ安心して生活ができるよう、危険の除去を優先的に実施します。

【耐震化の実施方針】

公営住宅に関しては、耐震診断や耐震補強が未実施の施設もあるため、今後、長期的な活用を図るべき住宅において耐震補強の必要性の有無について検証し、予防安全的な改修を行うことで、入居者の安全で安心な生活維持を図ります。

【長寿命化の実施方針】

老朽化が進む前に予防保全を実施し、現存ストックの延命措置を進めます。

【統合や廃止の推進方針】

老朽化が著しく耐震性を確保できない住宅については、計画的に取り壊し解体を行います。

1.3 インフラ施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 道路

道路は、日常生活や経済活動を行うためのインフラとなる施設であり、町民生活の基盤となるものです。

道路の中には、道幅の狭い箇所もあり、渋滞の発生原因となることがあります。また、消防車両等の緊急車両の通行が困難で、町民の安全確保の支障となる可能性があります。道路の老朽化は交通事故の原因ともなり、町民の安全を損なう可能性があります。

町民の安全で安心な生活を支えるためには、今後も継続的に道路拡幅などの改良の実施や道路の劣化状況や異常箇所を速やかに把握できるよう、定期的な道路パトロールの実施など、道路の現況を把握できる態勢を整えることが必要です。

また、今後長期にわたり、町民に安定的に安全なサービスを提供できるよう、計画的な維持管理の実施による道路の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

② 橋りょう

本町が保有している橋りょうの多くは、今後20年間で架設から50年以上を経過することとなり、これら老朽化の進んだ橋りょうの補修、補強、更新等に係る財源の確保が課題となります。厳しい財政状況の中、老朽化の進む橋りょうを長期にわたり有効に活用するためには、効率的かつ適正な維持管理を計画的に実施し、維持管理費用の軽減・平準化を図る必要があります。

③ 上水道施設

上水道は、町民の生活に欠かすことのできない施設であり、サービスの停止は町民の生活に直接影響を及ぼします。本町の上水道施設は、老朽化が進んでおり、法定耐用年数を考慮すると、施設の更新が大量発生することが考えられます。このため、今後も町民に継続的に安定したサービスを提供するため、計画的な維持管理の実施による上水道施設の長寿命化、管理コストの平準化を図ることが必要です。

また、地震などの大規模な災害が発生した際にも、水道事業の継続が可能となるように、水道施設の耐震化を進める必要があります。

④ 下水道施設

下水道は町民の衛生的な生活を支える重要な基盤です。今後も、町民が衛生的な生活を継続的に送れるよう、計画的な維持管理の実施による施設の長寿命化、管理コストの平準化を図るとともに、下水道経営の健全化を図る必要があります。

(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 道路

幹線道路との接続性や安全性の向上を図るため、道路改良や路面改修を推進します。また、道路パトロールを強化し、道路状況の的確な把握に努め、事故防止への迅速な対応を図ります。併せて、道路の利用状況や劣化状況を踏まえ、安全に通行できる状態を維持するため、計画的な維持管理を行います。

② 橋りょう

橋りょうの損傷や劣化の状況を把握し、適切な時期に的確な方法で処置を行うため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の「対症療法型」の維持管理手法から脱却し、中長期的な目標設定型の計画的な「維持管理体制手法」への移行を図り、維持管理を戦略的に推進します。

③ 上水道施設

上水道施設については、施設の耐震性能の向上を図るとともに、安全な水質で安定的なサービスを提供できるよう、計画的な補修、補強、更新を行い、施設機能を健全に維持します。

また、施設機能の健全性の維持と水道経営の健全性とを両立するため、対策を講じる施設の優先順位を明確にし、優先順位に沿った計画的な維持管理を行います。

④ 下水道施設

下水道施設については、公共用水域の水質保全と適切な維持管理による安定的なサービスを提供できるよう、下水道施設の長寿命化を図り、計画的な補修、補強、更新を行うとともに、処理施設の統廃合により、効率的な運営と施設機能の健全性を維持します。

また、資産の状況を的確に把握し、維持管理の健全化に努めます。

第8章 今後の公共施設等再編整備に関する展望

公共施設等は、町民への行政サービスの提供等を通じ、町民の日常生活に深く関わっており、生活に欠かすことのできない存在となっています。本町が保有する公共施設等は、今後20年から30年の間に多くが老朽化による更新の時期を迎えます。

生産年齢人口の減少により、今後さらに厳しい財政状況を迎えることが予想される中で、すべての公共施設等について維持、更新等をしていくことは、本町の財政に大きな負担となり、真に必要な行政サービスの提供に影響を及ぼす可能性があります。今後も必要なサービスを継続的に提供するためには、人口減少や高齢化の進展といった環境の変化に適応した、施設を活用して提供するサービスの質と量を見据えた対応が必要となります。

しかし、現在保有している公共施設等を単に減らせば良いというのではなく、公共施設等の果たしてきた機能・役割のうち今後も維持していくべき機能・役割を見極め、必要なサービスの水準を保つことが大切となります。

このため、今後は、まず、公共施設等に係る経費の抑制と平準化を図ることで財政負担を軽減します。事後的な修繕から計画的な予防保全型の維持管理への転換を図り、施設の長寿命化を進めていきます。その上で、人口減少の状況や地域性を踏まえ、将来にわたり必要な施設類型ごとの保有量を検討し、公共施設等の最適化に取り組みます。

また、本計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じて計画を改定します。

徳之島町公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月発行

令和 2 年 4 月一部改訂

令和 4 年 3 月改訂

発行 徳之島町

編集 総務課

〒891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203 番地

TEL 0997-82-1111 (代表)

URL <https://www.tokunoshima-town.org/>